

公共高第157号

令和3年6月2日

各所属所長様

公立学校共済組合高知支部長

(公印省略)

令和3年度組合員・被扶養者現況表の確認について（通知）

平素は共済組合の事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当共済組合では毎年、共済組合へ届出されている組合員及び被扶養者の状況（短期給付振込口座、住所、基礎年金番号等）について、『組合員・被扶養者現況表』を送付し、組合員ご本人に届出内容の確認を行っていただいております。

つきましては、今年度も下記のとおり実施いたしますので、手引をご確認のうえ、確認作業をお願いします。

記

1. 送付書類

- ①令和3年度 組合員・被扶養者現況表確認の手引（各所属所1部）
- ②組合員・被扶養者現況表（**組合員1人1枚**）

2. 確認内容

『組合員・被扶養者現況表』を組合員に配付のうえ、届出内容（記載内容）に変更・訂正等がないか組合員自身で確認していただき、変更・訂正等がある場合は速やかに届出をするようご指導をお願いします。

確認方法等の詳細につきましては、別添「令和3年度 組合員・被扶養者現況表確認の手引」をご覧ください。

確認後の『組合員・被扶養者現況表』は各所属所で大切に保管してください。

3. 今年度の資格確認（検認）について

令和2年10月20日付け公共高第308号、令和3年1月6日事務連絡及び福

利高知127号（令和3年4月27日発行）にてご案内のとおり、検認時における別居被扶養者への送金額の確認方法が変更となります。

これまで、検認時に別居している被扶養者への送金額についての確認は、組合員の申告（書類へ記載）のみで判断していたところです。

しかし、昨年度の検認において、送金額が不足していたことにより、遡って被扶養者の資格取消となり、医療費の返還が発生した事例や、申告された送金額に疑義が生じるケースも年々増えているため、別居している被扶養者の資格確認について、これまで以上に適正に行うため、送金額の確認について見直しを行うこととします。

つきましては、今年度以降の検認時における送金額の確認については、下記のとおり、送金の事実を確認できる書類を提出していただくこととしますので、**令和3年4月以降は送金の事実を確認できる書類等を大切に保管していただくよう、組合員への周知徹底をお願いいたします。（下表参照）**

なお、検認対象者については、特別認定の被扶養者（一部対象外）及び一般認定の被扶養者のうち続柄が夫・妻・父・母となり、昨年度と変更はありません。

検認の詳細につきましては、令和3年7月頃に通知いたします。

対象者	送金の方法	検認時に提出いただく書類
組合員の配偶者、子及び孫 <u>以外</u> の別居している被扶養者	振込	振込書の写し、通帳等の写し、送金額が確認できる書類の写し等（日付・金額・振込先が分かるもの）
	現金書留	日付・金額・送付先が分かるものの写し
	手渡し	日付・金額を記載した「授受簿」（様式任意）
	その他	・施設への入所費用等の負担をしている場合は、費用負担の分かるもの（振込書の写し等） ・現物（食料、衣服等）を手渡しの場合は、日付・費目・金額を記載した「授受簿」（様式任意）

4. 問い合わせ先

公立学校共済組合高知支部 共済班 組合員証担当

（電話）088-821-4813 （メールアドレス）kyosai39@kouritu.or.jp